

名簿の統合と手上げ方式への変更について

I. 要安否確認者名簿（条例名簿）と避難行動要支援者名簿（法名簿）の現状

(1) 平成24年3月 災害時特別宣言条例制定時に要安否確認者名簿の作成・利用を規定

①要安否確認者名簿

災害時のみ使用

(2) 平成25年6月 災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成・利用を規定

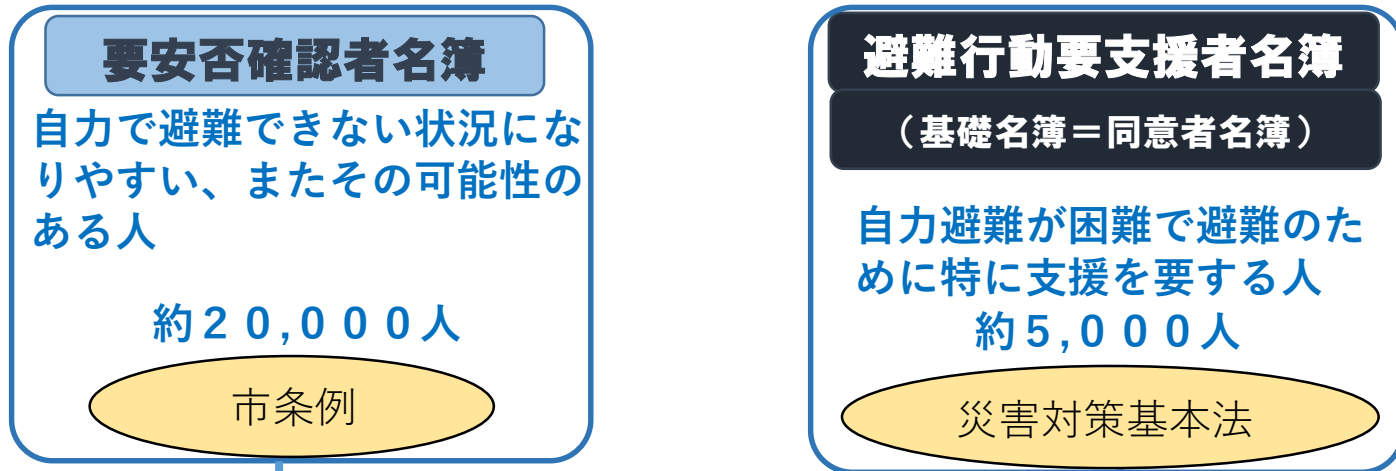
②避難行動要支援者名簿

平時利用は同意要
災害時は同意不要

(3) 平成28年6月 法に基づく②避難行動要支援者名簿を平時利用する名簿とするため、「拒否の申し出」がない限り、平時から避難支援関係者へ配布できるよう条例改正し、Aの基礎名簿とBの同意者名簿の登載者を同一とした。

A 避難行動要支援者名簿 (基礎名簿)	災害対策基本法第49条の10 名簿作成に同意は必要なし
B 避難行動要支援者名簿 (同意者名簿)	法第49条の11 平時利用は同意が必要→条例で「拒否の申し出」 がない場合は同意とした

現状



名簿搭載要件の見直し検討

今後



平時に使用
(同意確認を実施)
・民生委員・児童委員
・地区福祉会
・箕面警察
などに配布

災害時に使用
(基準に基づき抽出し、金庫に保管)

Ⅲ. 名簿登載要件の見直し案とその理由

登録条件	名簿		現行	見直し後	見直しの理由	人数内訳
	要安否確 認者名簿	避難行動 要支援者 名簿	避難行動 要支援者 名簿	避難行動 要支援者 名簿		R5.03.01 時点
	21,744 人	4,923 人	4,614 人			登載者数
① 75歳以上のみの世帯の者	○				・住民記録からの抽出は世帯の状況を正確に反映していない場合がある。 ・搭載希望者は、⑩の区分で対応する。	15,036 人
② 要介護1・2で独居の者		○		○		508 人
③ 要介護3・4・5の者	○	○		○		1,938 人
④ 身体障害1級・2級の者	○	○		○		1,764 人
⑤ 療育手帳Aの者	○	○		○		320 人
⑥ 精神手帳1級の者				○	・障害者団体等からの要望を反映。 ・平時利用の名簿のプライバシー配慮は、手上げ方式になるため問題ない。	84 人
⑦ 高齢者・障害者等で名簿登載希望者	○				・搭載希望者は⑩の区分で対応する。	-
⑧ 妊婦及び2歳未満の乳幼児	○					2,686 人
⑨ 生後6ヶ月までの乳児		○			・⑧に含まれる。	393 人
⑩ 75歳以上のみの世帯の者・上記④～⑥に該当しない障害者・妊婦・2歳未満の乳幼児・難病患者等で名簿登載希望者				○	・「難病」などで名簿登載を希望される者がいる可能性があるため、新たに条件を設ける。見直し前の①⑦⑧はこの区分で対応する。	-

※1 見直し後の基準に該当する場合、基礎名簿に登載されます。
 ※2 基礎名簿は、災害発生時時に、必要に応じて避難支援機関等に情報提供されます。
 ※3 基礎名簿への登載を拒否される場合には、市民安全政策室宛て申し出てください。